

予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額について

東京都では、令和8年10月1日以降に公告等を行う案件から、入札金額の内訳の記載内容を確認する労務費ダンピング等調査を試行することとなりました。

これに伴い、港湾局発注工事における、予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額の算出について、下記のとおり試行することとしたのでお知らせします。

1. 対象工事

労務費ダンピング等調査の試行対象工事

（予定価格が、建築工事5億7千万円以上、土木工事4億6千万円以上、設備工事3億3千万円以上の競争入札案件）

2. 法定福利費の概算額の算出方法

工種別の予定価格に占める法定福利費の割合を工事価格に乗じて算出することとします。

（1）港湾工事

港湾工事積算体系により積算した工事における、予定価格に占める法定福利費の割合は下表のとおりとします。

積算工種区分	割合
港湾浚渫工事	2. 42%
港湾構造物工事	2. 58%
港湾海岸工事	3. 39%

（2）土木工事

積算基準（建設局）により積算した土木工事及び土木設備工事における、予定価格に占める法定福利費の割合は、建設局が定める割合によります。

(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html>)

（3）建築工事及び設備工事

積算基準（建築工事編）により積算した建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事及びその他の関連工事における、予定価格に占める法定福利費の割合は、財務局が定める割合によります。

(<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/eizen/kouji/>)

【問合せ先】

港湾局港湾整備部技術管理課
03-5320-5615